

第三セクター等の経営健全化等に関する指針

令和元年 5 月

岩国市

第三セクター等の経営健全化等に関する指針

1 策定の主旨

第三セクター等（注）は、公共性や公益性の高い事業について、民間的経営手法を用いることで効率的な実施を求められている事業主体であり、市民の暮らしを支える重要な役割を担っています。一方で、第三セクター等に対しては、市が出資や人的・経済的支援を行っていることから、その経営が著しく悪化した場合には、市の財政状況に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

市においては、少子高齢化の進展等に伴う社会保障費の増加、安心・安全なまちづくりに必要な大規模事業の実施、公共施設の老朽化対策等、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、第三セクター等に対して、自らの判断と責任において徹底した効率化・経営健全化等に取り組むよう、引き続き求めていく必要があります。

また、国が平成 26 年 8 月に策定した「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の中では、地方公共団体に対し、関係を有する第三セクター等の効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に適切に取り組むよう示されました。

さらに、平成 30 年 2 月に「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」において、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体については、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応等を内容とする「経営健全化方針」を策定し、公表するよう通知があったところです。

こうした状況を踏まえ、市が引き続き第三セクター等と連携を図る中で、その経営健全化と適切な活用による安定的な公共サービスの提供の両立を推進していくため、本指針を策定するものです。

（注） 「第三セクター等」とは、次に掲げるものとします。

- (1) 市が出資又は出えんしている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人
- (2) 土地開発公社

2 これまでの取組

これまで市においては、第三セクター等の見直しに関する国の指針等を踏まえ、平成 19 年 7 月に「岩国市集中改革プラン」の中の実施項目に「外郭団体等の見直し」を追加し、その存廃を含めた抜本的改革に取り組むため、平成 22 年 4 月に「外郭団体見直しガイドライン」を策定し、見直し対象とした

12 団体について、「解散」・「抜本的に経営改善を図る」・「存続」等の見直しの方向性を示すとともに、平成 23 年度から平成 27 年度までを計画期間とする「経営改善計画」を策定し、外郭団体自らが、積極的に経営改善に取り組むことにより、効率的な経営体制を確立するよう求めてきました。

こうした取組等の結果、平成 27 年度末までに、12 団体のうち 4 団体が解散するなど、見直しが進みました。

一方で、平成 26 年度末をもって岩国市交通局が解散しましたが、その業務を引き継ぐために平成 21 年度に設立されたいわくにバス株式会社へは、市から 100 パーセントの出資をしています。

また、平成 19 年度に設立された株式会社街づくり岩国に対して、「岩国市中心市街地活性化基本計画」に基づく円滑な事業展開に資するよう、平成 29 年度に市から 2,000 万円の増資を行いました。

さらに、株式会社周東町農業開発センターが、農業就業人口の減少等により、平成 31 年 3 月 31 日をもって解散する等、市が関係を有する第三セクター等の状況は刻々と変化しています。

3 対象団体

本指針の対象団体は、第三セクター等のうち市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 25 パーセント以上を出資又は出えんしている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人、その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人とします。

【対象団体】

	団体名	法人分類
1	玖珂町体育施設等管理協会	一般財団法人
2	岩国柱島海運	株式会社
3	美川開発	株式会社
4	錦川鉄道	株式会社
5	やさか	株式会社
6	いわくにバス	株式会社
7	街づくり岩国	株式会社
8	岩国市土地開発公社	地方公社

4 第三セクター等のあるべき姿

(1) 自ら積極的に経営改善に取り組み、その設立目的に即して健全で自主的・自立的な経営基盤を確立し、これを維持する。

(2) 市から独立した事業主体として、民間企業との公平性や市との透明性が

確保された関係を構築する。

- (3) 中長期的な視点から計画性・戦略性を持って団体経営を実践する。
- (4) 市が直接実施するより効率的な事業実施となるよう、民間企業と同様の機動的、効率的な経営手法で市の業務を補完・代替する役割を担う。

5 市の関与の在り方

(1) 基本的な考え方

第三セクター等は、市から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、その経営責任は経営者に帰するものです。

市は、対象団体に対し、原則として出資額等に応じた範囲において責任を負うものですが、対象団体が4に示した「あるべき姿」を実現するために、経営状況等を把握し適切な関与を行います。

(2) 経営状況の点検評価と健全化の推進

市は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の趣旨を踏まえ、対象団体に対し毎年度経営状況の報告を求め、経営状況の点検評価を定期的に行うとともに、現在又は将来における経営の悪化等が判明した場合には、当該団体に「経営改善計画」を策定させ、自らの判断と責任により徹底した効率化・経営健全化等に積極的に取り組むよう指導します。

さらに、対象団体が次の①から④までのいずれかに該当するときは、市に対して相当程度の財政的なリスクが存在する対象団体として、抜本的改革を含む経営健全化に取り組むよう指導するとともに、市は当該団体に関する「経営健全化方針」を策定し、公表します。

➤市に対して相当程度の財政的リスクが存在する対象団体

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 債務超過法人② 実質的に債務超過である法人
事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人。
なお、土地開発公社においては、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、市の標準財政規模の10%以上である場合も含めて取り扱うことを基本とする。③ 市が多大な財政的リスクを有する法人
市が対象団体に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25%～15%）に達している場合④ その他、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人 |
|---|

(3) 財政支援の在り方

第三セクター等は市から独立した事業主体であり、その経営は徹底した自助努力により行われるのが原則ですが、公共性、公益性が高い事業を行う性質上、その団体の収入をもって充てることが適当でない経費や困難と認められる経費については、公的な財政支援が行われています。

ただし、公的な財政支援を行う場合にあっても、経営実績を公共性や採算性の面から十分精査することにより、支援を漫然と継続することや、支援の規模を安易に拡大することのないよう努めます。

なお、対象団体に対する事実上の支援として行う業務委託や市が給与等を負担する職員の出向等についても、同様に取り扱うものとします。

(4) 情報公開の推進

対象団体に対して、自らの事業内容や経営状況等について、積極的に情報公開を行い、透明性の確保を図るよう指導します。

また、情報公開に当たっては、分かりやすい説明に努めるとともに、多様な手段を活用し、情報提供の充実を図るよう指導します。

なお、市においても、対象団体の経営状況に加え、市が行っている財政支援とそれに伴う財政的なリスク等について、ホームページ等で公表することにより、市民に対して分かりやすい説明に努めます。